○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二十号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県諏訪郡下諏訪町字外河原三四番三から同町社字神明木一六八番八まで	前	八・五四～一一・八七メートル
	後	八・五四～四八・四四キロメートル 〇・一一五

四　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	海老名市中新田字二番河原三二八九番九四から厚木市上依知字鬼ヶ谷七六二番三四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月三十日

○北陸地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年北陸地方整備局告示第三十四号富山高岡広域都市計画道路事業三・五・二百二十九号呉羽町袋線

三　事業施行期間　自平成十四年四月四日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年北陸地方整備局告示第三十四号富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十三号東岩瀬線

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十三日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市石原一二五〇番一から同市村上字丸山五九六番三まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号及び二百九十号	村上市仲間町字サイカチ二三八番一から同市新町一〇〇五番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市名立区名立大町字五郎太山谷二五〇六番一から同市名立区名立大町字大抜間二五二二番一まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　十七号

三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市美佐島字大清水一七一番一から同市美佐島字大清水一七一番八まで	前	二二・六〇～二五・〇〇メートル
	後	二二・六〇～二五・二〇〇キロメートル 〇・〇〇三

四　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

北陸地方整備局長　橋場　克司